認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、横浜保育室 認可外保育施設、病児保育事業 受託医療機関 設置者・施設長各位

こども青少年局 保育・教育運営課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金の申請手続きについて(依頼)

日頃より、本市の保育・教育行政にご協力いただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の対策にあたり、保育・教育現場において多大なるご尽力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

令和2年3月16日付こ保運第4157号「新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費の補助について (事前のお知らせ)」でご連絡しておりました、本市における補助金の交付に関して、次のとおり補助 金申請の手続きを進めていただきますよう、お願いいたします。

なお、本通知は、厚生労働省が定める本補助事業の対象施設・事業者(認可保育所、幼保連携型認定 こども園、地域型保育事業所、横浜保育室、本市に届出済みの認可外保育施設(居宅訪問型保育事業を 除く)、本市が病児保育事業を委託している医療機関)に送付しています。

<補助金申請手続きについて(別紙1「補助金の交付手続きについて」4 申請手続き 参照)>

<u>〆切は、**3月26日(木)必着【厳守】**</u>とします。期限内にご提出いただけないと 補助金の支給手続きができませんので、必ず期限までにご提出をお願いします。

- ・今回の依頼は、 $\lceil 4 \pmod{1}$ 補助金交付申請」になります。
- ・必ず①補助金交付申請書(第1号様式)と②事業延長申請書(第4号様式)をご提出ください。
- ・分園については、本園とまとめて1つの施設として申請いただくようお願いします。
- ※対象期間について(別紙1「補助金の交付手続きについて」3 対象期間 参照)

対象期間は、令和2年1月16日~令和2年3月31日です。この期間に<u>発注</u>がされ、<u>令和2年5月31日までに履行が完了</u>するものとします。(下線部が変更となっていますのでご注意ください)

(添付資料)※必ずご確認ください。

別紙1 補助金の交付手続きについて 別紙2 FAQ

<その他(マスク配付について)>

令和 2 年 3 月 11 日付「新型コロナウイルス感染症対策のためのマスクの配付について(通知)」において、サージカルマスクの配付についてご案内しております。区役所での配付期間が 3 月 23 日 (月) 17 時までとなりますので、未受領の施設におかれましては、ご注意ください。

担当:こども青少年局 保育・教育運営課運営指導係 Email kd-unei@city.yokohama.jp 電話 (給付対象施設・事業所) 671-4464 (横浜保育室、認可外保育施設、病児保育事業) 671-3564

横浜市児童福祉施設等による新型コロナウイルス感染症 拡大防止対策補助金の交付手続きについて

こども青少年局 保育・教育運営課 令和2年3月19日



1 概要

児童福祉施設等が新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に要した費用について、横浜市が補助をします。

2 対象経費

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に要した費用

- 感染症拡大防止のための備品・消耗品等の購入経費
- 施設・事業所の消毒等の経費
- 感染症予防の広報 啓発に係る経費
- その他感染拡大防止に係る経費

(1) 感染症拡大防止のための備品・消耗品等の購入経費

マスクや手指消毒用エタノール、体温計、空気清浄機、液体石鹸、うがい薬、雑巾、ペーパータオル等の新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられるものは対象です。

ただし、食料品、電化製品の一部(テレビ、パソコンなど)、自動車等は対象外です。

(2) 施設・事業所の消毒等の経費

感染者の有無に関わらず施設・事業所等の消毒等を新型コロナウイルスの感染拡大の 防止の観点から委託した場合の経費が対象となります。

(3) 感染症予防の広報・啓発に係る経費

施設・事業所の利用者やその保護者等を対象に、新型コロナウイルス予防の対処法等の広報・啓発等を実施した場合の経費が対象となります。

3 対象期間

令和2年1月16日 ~ 令和2年3月31日

この期間に発注がされ、**令和2年5月31日**までに履行が完了するもの(※)

- ※ 履行が完了するとは、物品等の購入であれば物の納品、施設の消毒作業の委託であれば実際の消毒作業が完了することをいいます。
 - Q なぜ令和2年1月16日以降の経費?
 - A その日に新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が国内で初めて 確認されたからです。
- → 2の対象経費に当たるもので、この対象期間にすでに納品・支出が済んでいるもの も対象となります。補助金の交付にあたっては、領収書等が必要となりますので、支 出書類の整理も進めてください。

4 申請手続き

必要な提出書類と提出期限にお気をつけください。 スケジュールや記載例も参考に事務手続きを進めていただくようお願いいたします。

事業者の方に実施していただく必要があります。

「市が作業等をし、通知等を交付いたしますので、お待ちください。 市

(0) 感染症拡大防止のための備品・消耗品等の検討・発注・契約【3月31日】 事

感染症拡大防止のための備品・消耗品等の検討をしてください。5 月 31 日までに納品が完 了したものが補助金の対象となります。

令和2年1月16日以降に発注したものが補助金の対象となります。対象となるものの金額 や領収書等の書類の確認をしてください。

(1)補助金交付申請【〆切 3月26日必着】【厳守!!】

必ず①補助金交付申請書と②事業延長申請書の 2 通の申請書をご提出ください。 申請書類が多くなってしまいお手数おかけしますが、忘れずにご提出ください。 期限内にご提出いただけないと補助金支給ができない場合がございますのでご注意ください。

① 補助金交付申請書(第1号様式)

3月31日までに発注・契約が行えて、かつ、5月31日までに納品等が完了で きるものへの経費が対象です。50万円までの範囲内で申請額を記載してくださ い。検討中で判断が難しい場合は上限額の50万円と記載してください。ここで申 請した額より補助金の支給額が高くなることはありません。

② 事業延長申請書(第4号様式)

3月31日以降に納品されたものも補助金の対象とするにあたり、交付申請書に加 えて事業延長申請書を提出いただく必要がございます。3月31日以降に納品される 予定がない場合もご記入をください。

※分園については、本園とまとめて1つの施設として申請いただくようお願いします。

提出先: 〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市こども青少年局保育・教育運営課

※封筒に、必ず「補助金申請書類一式」とご記入ください。

(2)補助金交付決定通知書【4月中旬以降】



補助金交付申請書・事業延長申請書に基づき、補助金交付決定通知書及び事業延長決定通知書を送付します。内容をご確認ください。後の申請で交付決定通知書等が必要になることがあるので、大切に保管してください。

(3) 事業完了 (購入した物品の受領など) 【5月31日まで】

事

購入した物品の受領、施設の消毒などの委託事業を5月31日までに実施してください。 購入した物品の内容が分かる書類を業者から受領してください。

(4) 実績報告書の提出【6月15日まで】



実績報告書に実績報告一覧表と領収書等を添付してご提出ください。

① 実績報告書(第6号様式)

事業の完了後、速やかに実績報告書をご提出ください。(2)で交付された補助金の交付決定通知書の文書番号及び決定額を記載する欄があります。

2 実績報告書一覧表

③で添付する領収書等の書類単位で1項目として記載してください。たくさんの品目がある場合、主なものを抽出して記載してください。

③ 領収書等

本補助金には、少額のものも含め全ての領収書等の挙証資料が必要となります。実際に納品された物品と支払われた額が分かる書類を添付してください。 領収書だけでは品目が分からない場合は、納品書や発注書をつけるなど複数の 書類を添付して下さい。領収書でなく、レシートでも結構です。

※実績報告書について、詳細が変更になった場合は、後日お知らせします。

(5)補助金額確定通知書【6月下旬以降】



実績内容を確認させていただき、最終的な補助金の支給額を決定し、補助金額確定通知書を送付します。

(6)請求書の提出【7月中旬】



(5)で受領した補助金額確定通知書に記載の決定額や交付先を記載した請求書をご提出ください。

(7)補助金の交付【8月】



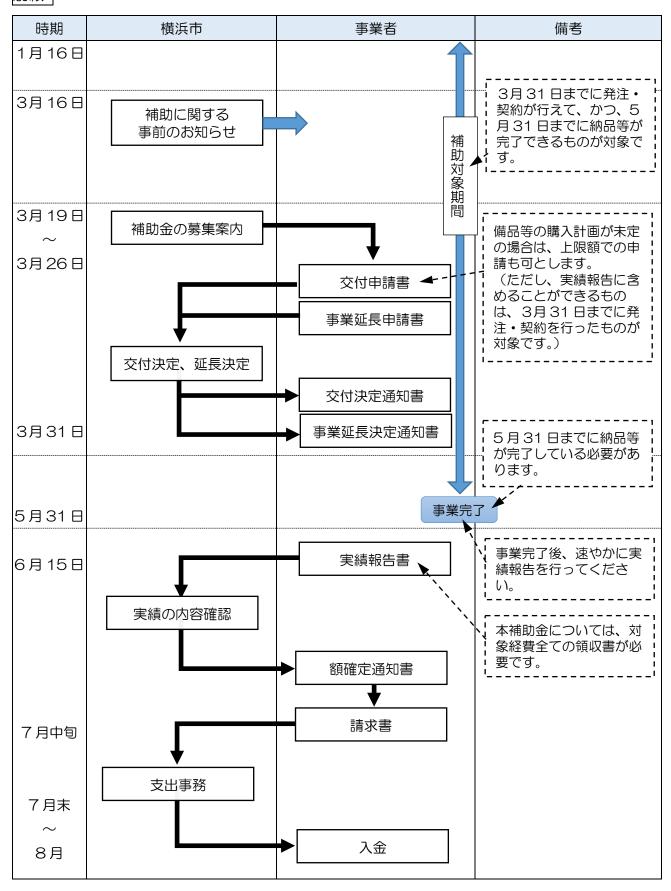
提出された請求書の額の補助金を交付いたします。

※ (5)~(7)の事務スケジュールは目安です。書類の受領の状況等により前後することもございます。ご承知おきください。

(8) 消費税仕入控除税額報告書の提出 【随時】



別紙



記載例

第1号様式(第7条第2項)

申請日が4月以降になると補助金の交付対象とできなくなります。

令和2年3月▲▲日

(申請先) 横浜市長

(申請者)法人名 ○○法人▲▲▲ 代表者印の押印を忘れず!所在地 横浜市中区○○—■■(機者職所 理事長 横浜 太郎 印)

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金交付申請書

横浜市児童福祉施設等による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金交付要綱に基づき、 次のとおり新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金の交付を受けたいので、関係書類を添 えて<u>申請いたします。</u>

該当する項目に○を。複数項目に○していただいても結構です。検討中の 場合、該当する可能性のあるもの全てに○をしてください。

- 1 補助事業の内容(項目に○を付ける)
 - (1) 感染症拡大防止のための備品等の購入(○)
 - (2) 施設・事業所の消毒等()
 - (3) 感染症予防の広報・啓発(

この項目は児童養護施設等の入所施設が対象となりますので、その他の施設・事業の方は対象外です。お気をつけください。

- (4) 感染が疑われる者を分離する必要がある場合における個室化に要する改修(
- (5) その他感染拡大防止に係る経費感染症拡大防止()

1施設・事業所・支援単位あたり50万円までの申請額を記載してください。検討中で判断が難しい場合は50万円と記載してください。 ここで申請した額より補助金の支給額を高くすることはできません。

(対象施設・事業所)

¥ 500,000.-

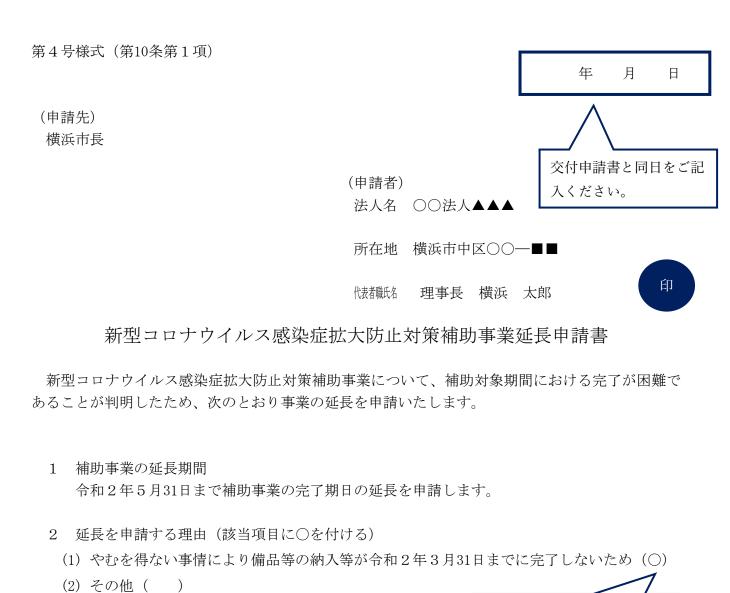
2 申請金額

○○保育園 (認可保育所)

(扫当者)

施設種別(以下から選択)についても記載をお願いします。

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、 横浜保育室、認可外保育施設、病児保育事業



こちらに○をしてください。

内容:

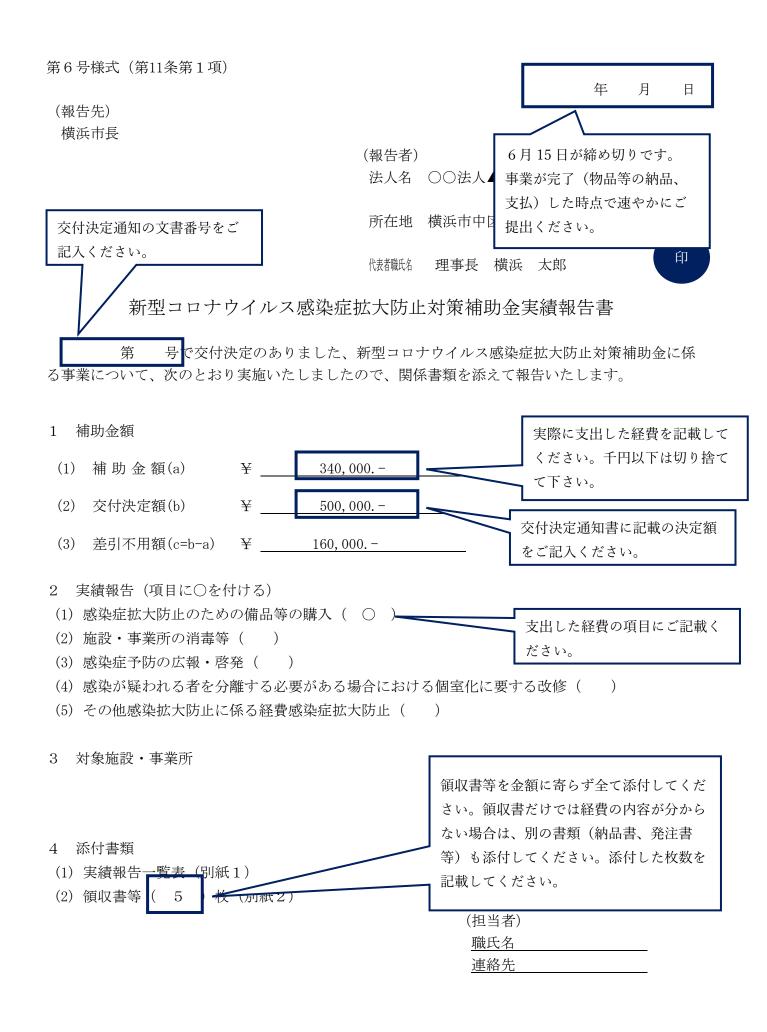
3 対象施設・事業所

○○保育園 (認可保育所)

施設種別(以下から選択)についても記載をお願いします。

横浜保育室、認可外保育施設、病児保育事業

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、



第6号様式 別紙1 (実績報告一覧表)

項番	名称 (品名、委託事業名など)	金額 (領収書単位など、 複数項番の合算も可)	
1	マスク、ペーパータオル、雑巾など	¥142, 000	
2	空気清浄機	¥98, 000	
3	手指消毒液、石鹸、ティッシュペーパー など	¥46, 000	
4		¥54, 000:	
	<u> </u>		
	領収書だけでは経費の内容が分からない場合は 等)も添付してください。 2月等の発注で、今回の補助金の対象とならな	領収書等を金額に寄らず全て添付してください。 領収書だけでは経費の内容が分からない場合は、別の書類(納品書、発注書	

令和2年3月18日時点

FAQ	問	节和 2 平 3 月 1 0 口 时 点 答
	H]	台
1	感染症防止用の備品等とは具体的には何ですか。	マスクや消毒用エタノール、体温計、空気清浄機、液体石鹸、うがい薬、雑巾、ペーパータオル等の新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられるものは対象として差支えありません。 ただし、食料品、電化製品の一部(テレビ、パソコンなど)、自動車などは対象外となります。
2	いつ購入したものが対象ですか。	令和2年1月16日から令和2年3月31日まで に発注・契約された物品等で、令和2年5月31 日までに納品・履行がされたものが対象となりま す。
3	補助金の受領までにどんな手続きがありますか。	3月中に交付申請、6月中旬に実績報告の提出、 7月に請求書の提出をお願いする予定です。 期限や必要書類につきましては別途お知らせします。
4	市内で複数の施設を運営しているのです が、まとめて申請できますか。	まとめて申請いただくことも可能です。 交付申請書・延長申請書の対象施設欄に申請の対象となる施設及び各施設の申請額を記載し、申請額に合計額を記載してください。施設数が多い場合は施設名と各施設の申請額等を別紙で添付していただいても大丈夫です。 ただし、施設類型が同一のものだけでまとめ、異なるもの(保育所と児童養護施設など)は、それぞれ申請してください。
5	交付申請書と事業延長申請書の2通を同 時に提出しなければいけないのですか。	衛生物品の品薄状態が続く中、3月31日までに納品されたものだけを補助の対象とすると、補助できる対象経費が一部に限られてしまうことが想定されました。できるだけ各施設の方へ今回の補助金を有効に使っていただくために、横浜市として3月31日以降に納品されたものも補助金の対象とさせていただくことしました。その結果、事務上、全ての事業者の方に、交付申請書に加えて事業延長申請書を提出いただく必要が生じてしまいました。3月31日以降に納品される予定がない場合につきましてもお手数ですが、ご提出ください。

6	実績報告のときにはどんな書類が必要に なりますか。	基本的には領収書が必要となります。 ただし、領収書だけでは購入した物品等が分から ない場合は、納品書等も添付してください。
7	レシートは領収書に代えることができるか。	購入した物の内容、購入日、金額が確認できるレ シートであれば大丈夫です。
8	補助金の交付決定を複数施設まとめて受けていますが、実績報告で注意することはありますか。	実績報告の際に、施設ごとの内訳が分かる説明書 類を出していただく必要があります。物品の購入 であれば、各施設の納品ベースの内訳が分かるよ うにしてください。 実績報告の方法については後日お知らせします。
9	令和2年3月16日付こ保運第4157号 「新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費の補助について(事前のお知らせ)」の別紙1に「今回の補助とは別に、各施設に追加で配布を行うよう現在準備を進めております。しかし、入手困難な状況ですので、時期については未定です。」との記載があるが、マスクや消毒用エタノールについてはいつ頃配布を予定しているのか。	両商品については、流通をしておらず、医療機関への納品が優先されている現状から、こども青少年局においても入手に努めているところですが、全く見込みはたっていません。できるだけ早く配布できるよう引き続き努めます。
10	新型コロナウイルス感染症に関する緊急 対応策で、国から布マスクの配布がされ ると聞いたが、いつ頃配布されるのか。	保育所等を含む児童福祉施設の職員の方については1人1枚程度布マスクが配布されると聞いておりますが、具体的な配布時期等については知らされておりません。